

令和2年4月1日

一般事業主行動計画

東都水産株式会社

社員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図ることができる働きやすい雇用環境とするため、また、子育てに関われるよう支援するため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

2. 内容

目標1 社員のワークライフバランス充実のため、月の法定外労働時間を最高でも50時間以内に削減する。

(対策)

令和2年4月1日～

部署ごとに管理職、チームリーダーを対象に前月の法定外労働時間の情報を提供し、分析と対応策を検討する。

令和3年4月1日～

年間を通し月の法定外労働時間が50時間を超えないよう取り組むと同時に社員の意識改革に努める。

目標2 年次有給休暇取得率を年間付与日数の50%に近づける。

(対策)

令和2年4月1日～

- 有給休暇取得状況の確認を行い、有給休暇取得の促進活動を行う。
- 休暇予定表を作成し社員が休暇取得をしやすいようにする。
- 一日単位の年次有給休暇取得に加え、半日単位での取得を促し取得率向上に繋げる。